

所を以御分領切に書出し可被申候。請人手前、郡御奉行衆並所御奉行衆令穿鑿、彼奉公人御分領切に其御郡奉行に可相渡候事。

一、金澤御分、石川・河北・利波・中郡・氷見・能州口・兩郡内之儀は、右斷同前に、金澤年寄中へ早速書付遣可被申事。

一、淡路守様御分、富田下總守方へ斷、同前に書付遣可被申事。

一、飛驒守様御分、玉井市正方向へ斷、同前に書付遣可被申事。

一、金澤御家中之儀も、右之通くみくより當地御郡奉行へ早速書付可被遣之旨、年寄衆へ申遣候。富田下總守・玉井市正方向へ同前に申遣候事。

一、御家中面々召使候鐵炮之者・小者之せがれ・弟・親類・縁者、其主人に召仕候外、奉公仕來者、又は可致奉公もの、不隱置様急度被相改、人數主人より書付、長谷川少大夫・石川次郎助方へ可被相渡候事。

右處被仰出也。

(寛永十八カ)  
巳三月廿四日

### 三一 百姓借米及び免相等之儀御定

覺

一、當夏御借米、若相滯村々於有之者、給人申付無滯指上申様に可仕候。當年は公儀御米御かし被爲成候故、無恙耕作仕候得者、右之通可有之候事。

一、當年は山方以下所により作毛惡敷處、免相用捨不仕、如先免之收納可仕と申給人有之者、公儀に相斷候様百姓に可申付候。

一、當年は例年に替、走百姓有之事候間、當年貢米走跡十村懸りに成間敷事。然上、諸百姓走不申候様、十村手前におゐて堅縮り可仕事。

一、諸百姓來年耕作之儀、田畠植付申迄は、其給人に見合、はごくみ作いたさせ候様に心得可然、至夏給人手立に難及かつへ申所有之者、公儀へ申上作食御借被成候様可仕候。如斯之上者、百姓手前殘置候者可爲曲事。

一、相給人多有之、百姓之手前若當夏作食借不申給人有之候は、其手前は當暮之所、旁作食可申給人並には納所仕間

敷候。

(寛永十九)  
午十月十九日

### 三二 給人より百姓に遣候下

#### 代賄之儀御定

諸給人下代賄定之事

一、知行取候下代一日に二升賄、下人一人一升賄、此外之人いくたりつき候とも自分賄たるべく候。

一、かちもの并小者一升賄。

一、下人つれ候下代上下二升賄。

一、下代馬乗候事、面々知行所村送たるべし。六里之外のせまじき事。

一、翌年至夏米拂藏宿下代遣、則賄百姓に懸申間敷候。付り、未進取立之儀は其在所に罷越可申付事。

(寛永十九)  
午十一月八日

### 三三 宮腰浦方之儀御定

定

一、公儀爲御用他國被遣舟等之儀、被仰出次第、右御用依多少舟數致吟味可被申付事。

一、諸商人並他國之船頭以下出入就有之は、穿鑿いたし有様に可有裁許候。自然御國之者と他國之仁出入於有之は、他國之仁に理を付、以來申分無之様可被申付候。若其方手前にて難相究儀者、金澤年寄中へ相尋可被申付事。

一、他國舟之間役相改、右之御役銀其方令裁許、御土藏に可被指上事。

一、御國之船・他國之舟によらず於令渡海者、舟中人數相改、其方切手次第可爲出船事。

一、公儀御荷物宮腰町人に渡置、其町として請拂仕儀御停止候。公儀御奉行人として、右之御荷物可爲裁許事。

一、公儀御荷物積申船宮腰に着津之時分、順風惡候共、手船を出し取付可申候。然ば右之手船運賃之儀は、似合く右御荷物舟之船頭方より出候様可被申付事。

一、宮腰本町人之外、近年新儀に相立候町人共之儀は、其方見計次第地子に可被申付事。

一、御城米並御家中之米商人米によらず、御國之船にても